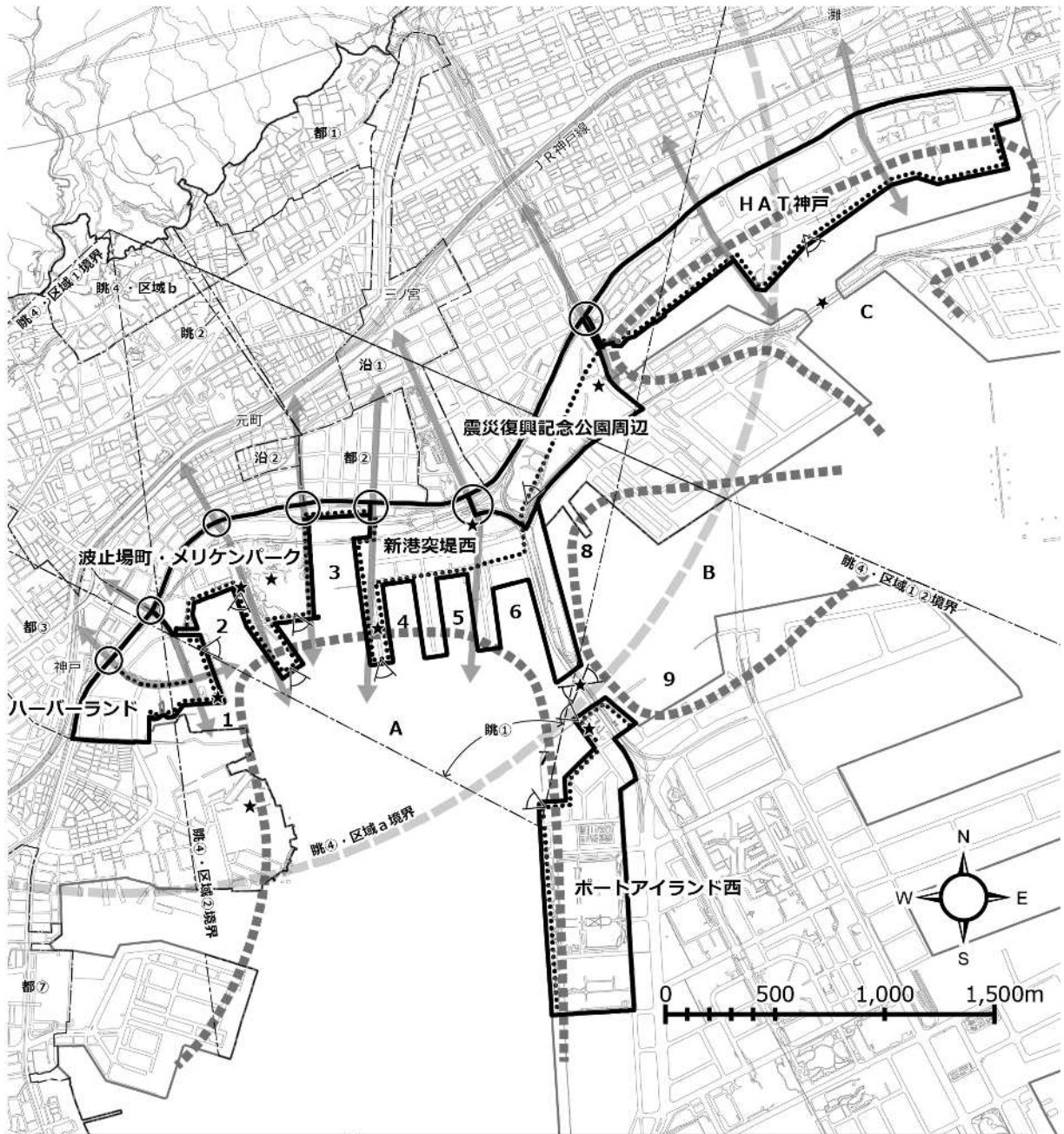


2-3-6 都心ウォーターフロント

1. 全域共通

(1) 区域図



当該地域の区域 (ゾーン)	主たる眺望点の形成 ◁ 眺望点 (まもる・そだてる・つくる)	○ ゲートの形成
重点地域等の境界	主たる眺望路の形成 ⇔ 眺望路 (まもる・そだてる・つくる)	プロムナードの形成 プロムナード (そだてる・つくる)
眺① ポーアイしおさい公園 眺② 元町1丁目交差点 眺③ ビーナステラス 眺④ 北野町山本通 都① 旧居留地 都② 神戸駅・大倉山 都③ 兵庫運河周辺 都⑦ 税関線・三宮駅前 沿① 沿② 南京町	主たるランドマーク・シンボルの形成 ★ ランドマーク (まもる・つくる)	水景域の形成 1~9 水景域 (近景) の形成 A~C 水景域 (中景) の形成

(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

明るく開放的な神戸を特徴づける景観	山から見た海の美しさ、船上から見た山の美しさは、明るく開放的な「みなと神戸」を代表する景観となっている。
都心とみなとが近接する景観	都心部とみなとが近接し、少し歩けば海につながる都市構造になっている。
大きなスケール感のある景観	埠頭、旅客船ターミナル、港湾施設、大規模な建築物、工作物、橋、高架道路等が、海辺への広がりとともに、スケールの大きな景観を生み出している。
端正なスカイライン景観	屋上広告や電柱・電線類が少なく、すっきりとしたスカイラインとなっている。
あたらしい親水性豊かな水際景観	遊歩道や水際広場が整備され、水際をつなぐことにより、憩いの空間をつくりだしている。

景観形成の基本的な考え方

神戸らしいウォーターフロント景観	山や海、空からの眺望景観をまもりそだてることとともに、みなと神戸の歴史を伝えるシンボル、ランドマークと調和した新たな景観の付加により、神戸らしさを確保しながら個性豊かな街なみ景観を創出する。
まちと港をつなぐウォーターフロント景観	通りから海への眺望の確保や、バリアフリー化等のアクセスのしやすさ、連続性への配慮、ゲート、バナー、道路標識、ガス灯などによる意識づけなど、まちから海へのつながりを感じさせるウォーターフロント景観を創出する。
水際をつなぐウォーターフロント景観	護岸に囲まれた水景やメリケンパーク等の公園・緑地ほか、多様な自然環境を生かして、ハーバーランドからH A T神戸、ポートアイランドに至る水際空間を、なぎさプロムナードとして相互につなぎ、水に親しめる、のびやかなウォーターフロント景観を創出する。
市民が日常的に楽しめるウォーターフロント景観	「住み」「学び」「働き」「憩う」市民が、日常生活の空間としても、安全に港を楽しめる、魅力のあるアメニティ空間を創出する。
協働のまちづくりで進めるウォーターフロント景観	美しい界隈の育成に向けて、ゴミや看板、路上駐車への対処など、身近な環境に着目し、市民・事業者が協働して景観まちづくりを進める環境をつくる。

景観形成の基本方針

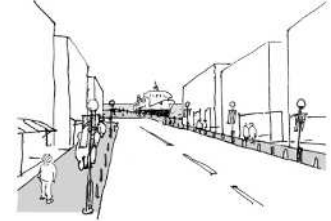
①主たる眺望点の形成

神戸を象徴するランドマークやシンボルに配慮した、みなと神戸らしい眺望景観を形成するとともに、新たな眺望点を育成する。



②主たる眺望路の形成

海へ至る主要な道路で、特に眺望に配慮すべき空間を確保するため、主たる眺望路（ビューコリドール）を位置づけ、沿道部や延伸部の景観誘導により、ゆとりと潤いのある歩行者空間と、海や山への眺望景観を形成する。



③主たるランドマーク、シンボルの形成

みなと神戸を象徴する建造物や歴史的な景観資源等を生かした景観形成を図るとともに、新たなランドマーク、シンボルの育成に配慮する。



④海への誘いの形成

眺望路には、海へ至る主要なエントランス空間として、海への誘いを感じさせる街角景観を形成する。



⑤プロムナードの形成

開放的な水際の親水空間の連なりにより、神戸らしい風景を移動しながら楽しめる歩行者動線を育成する。

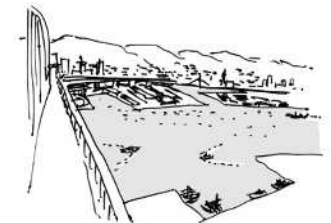
また、プロムナードにあわせて、憩いの場の育成に配慮する。



⑥水景域の形成

ひとつの水面とそれを囲む建築物について、海や対岸からの見え方に配慮し、建築物に表情をもたせ、まとまりを体感できる景観を育成する。さらに、眺望路やプロムナードを生かし、敷地のデザインに配慮することで、市民が日常的に楽しめる空間を育成する。

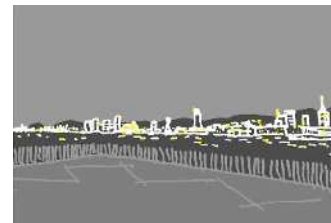
また、船の行き来などによる水面のにぎわいを演出し、神戸らしいみなと景観をつくる。



⑦夜間景観の形成

暮れなずむまちの灯りが水面にきらめく光景、ポートタワー、市草山などのランドマーク、ビーナステラスからの眺望などを生かし、みなと神戸らしい美しい夜景づくりを進める。

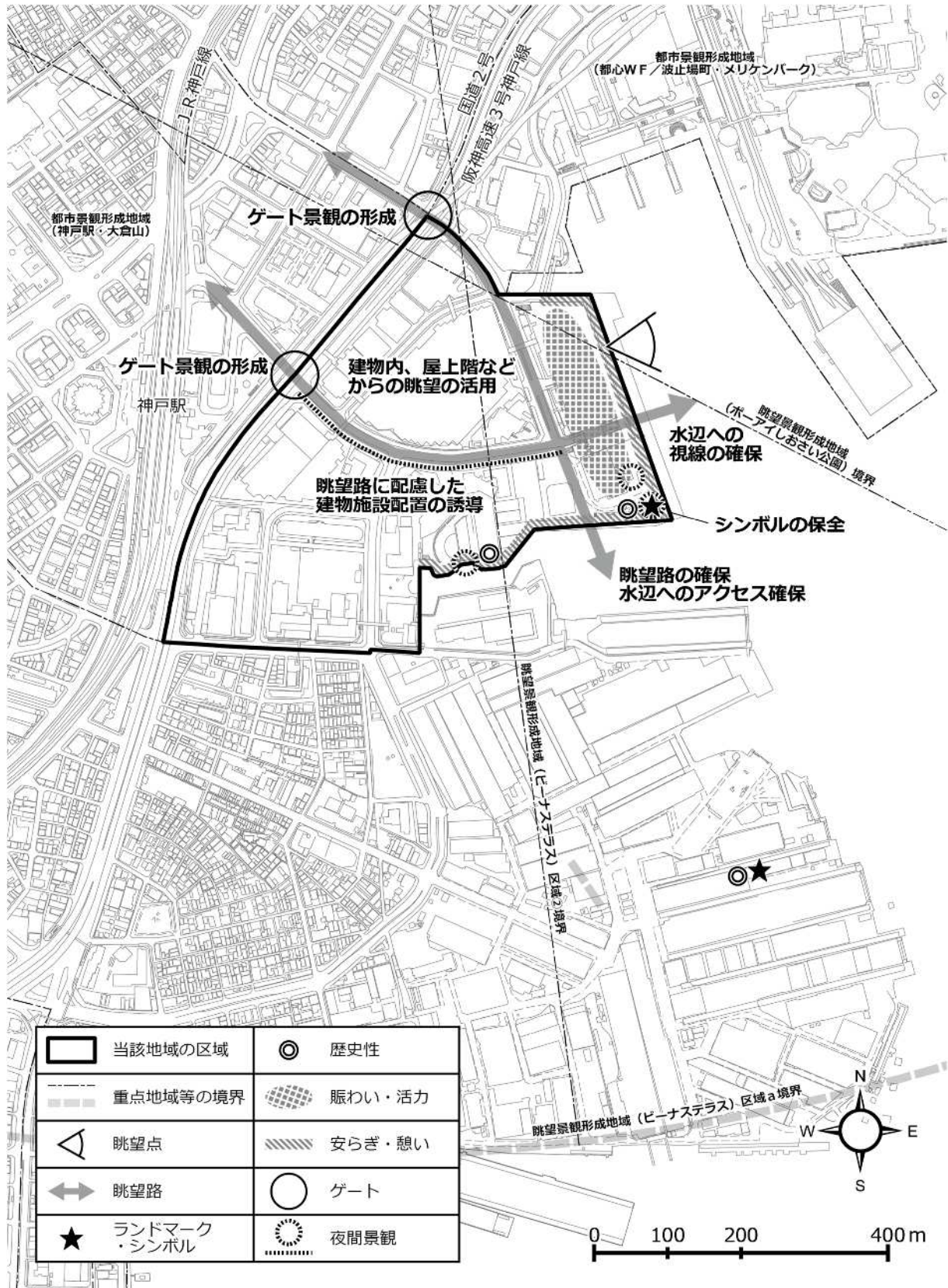
また、夜間においても安全に港を楽しめるまちづくりを進める。



2. ゾーン別

A. ハーバーランドゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

神戸ガス灯通りは、文化・商業・業務施設の集積する、風格のある街なみ景観を形成している。水際沿いは、複合商業施設のモザイクや遊園地、レンガ倉庫を活用したレストランとプロムナード等イルミネーションが華やかにぎわいのある景観となっている。

景観形成の基本方針

都心ウォーターフロントの拠点としてにぎわいとるおいのある都市景観を形成するとともに、観光船などの行き来する光景やアメニティ豊かな水際空間を生かして、みなと神戸らしい活気のある魅力的な都市景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の環境及び景観との調和に配慮する。
	頂部のデザイン	○屋上部分は、スカイライン並びに上空からの景観に配慮する。
	色彩	○周辺の環境及び景観と調和するよう十分配慮する
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	○駐車場・駐輪場は、周辺の環境を損なわないように配慮する。
	敷地・緑化	○快適な歩行者空間の提供と緑化に努める。
	建築設備等	○屋上に設置する場合は、見苦しくならないよう設備を隠蔽する等、スカイライン並びに上空からの景観に配慮する。
その他の付属物等	○物置等の付属建築物は安易に設けない。設ける場合は、建築物全体及び周辺環境との調和に十分配慮する。 ○仮設等でやむをえず設置する場合を除き、電話柱及び電力柱は設置しない。	
建築物又は工作物の高さ	○周辺の環境及び景観との調和に十分配慮する。	

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その 他の 意匠 の 制限	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。 ○快適で良好な夜間景観の形成のため、建築物及び外構・広場部分等における照明に十分配慮する。	
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

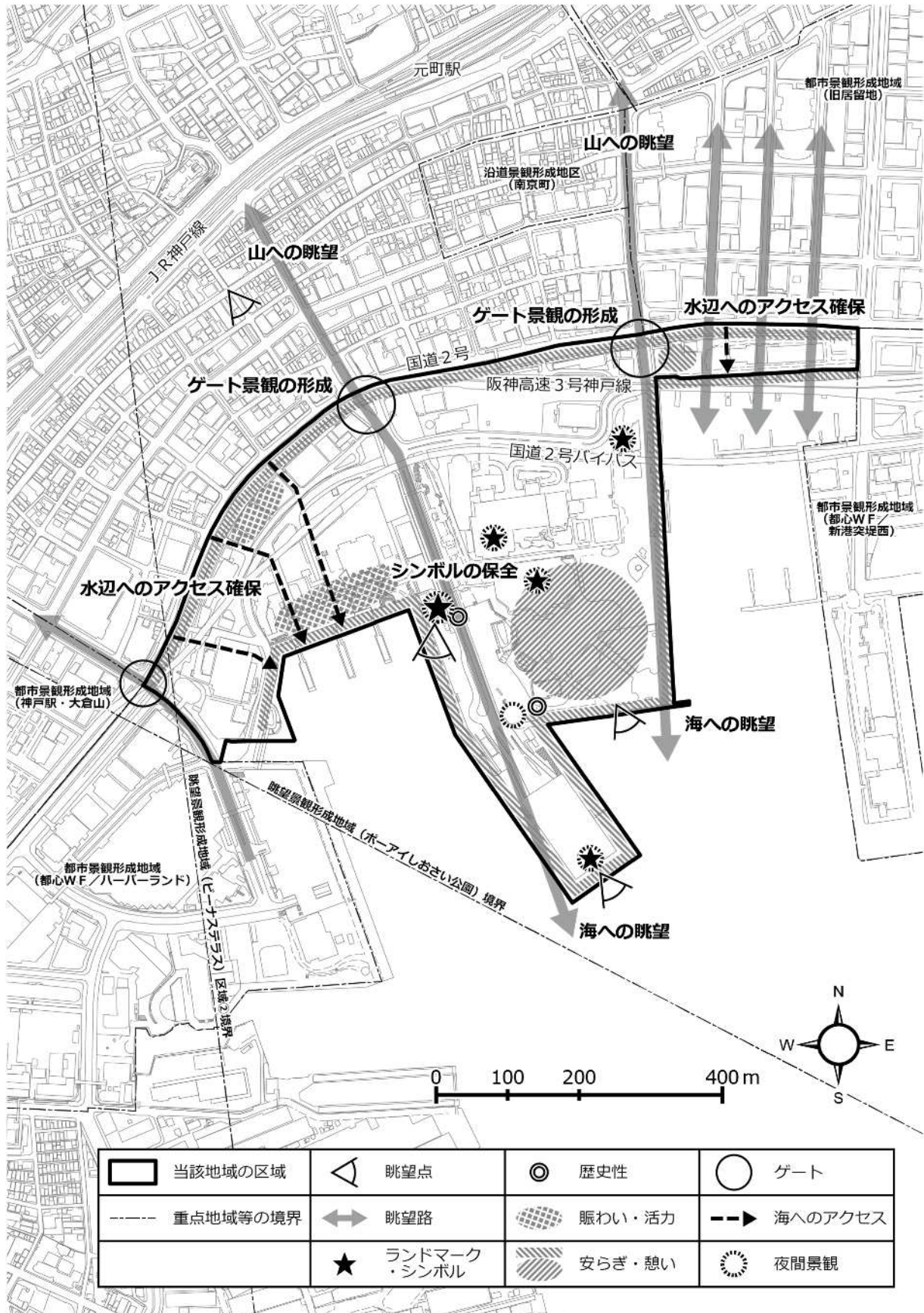
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

B. 波止場町・メリケンパークゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

ポートタワーや海洋博物館等のみなと神戸を代表するランドマークとメリケンパークのオープンスペース、それらと中突堤中央ターミナルを背景に、外国航路を始めとするクルーズ船が行き交う光景が、にぎわいのある水際の景観を生み出している。

景観形成の基本方針

みなと神戸を象徴するランドマークやオープンスペースを生かして、多様な眺望景観を有したのびやかなくつろぎのある親水空間をつくり、都心ウォーターフロントの中核としてのシンボル景観を形成する。

また、市民が海を感じられるよう、ゲート景観の充実により、海へ誘う景観づくりを図る。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

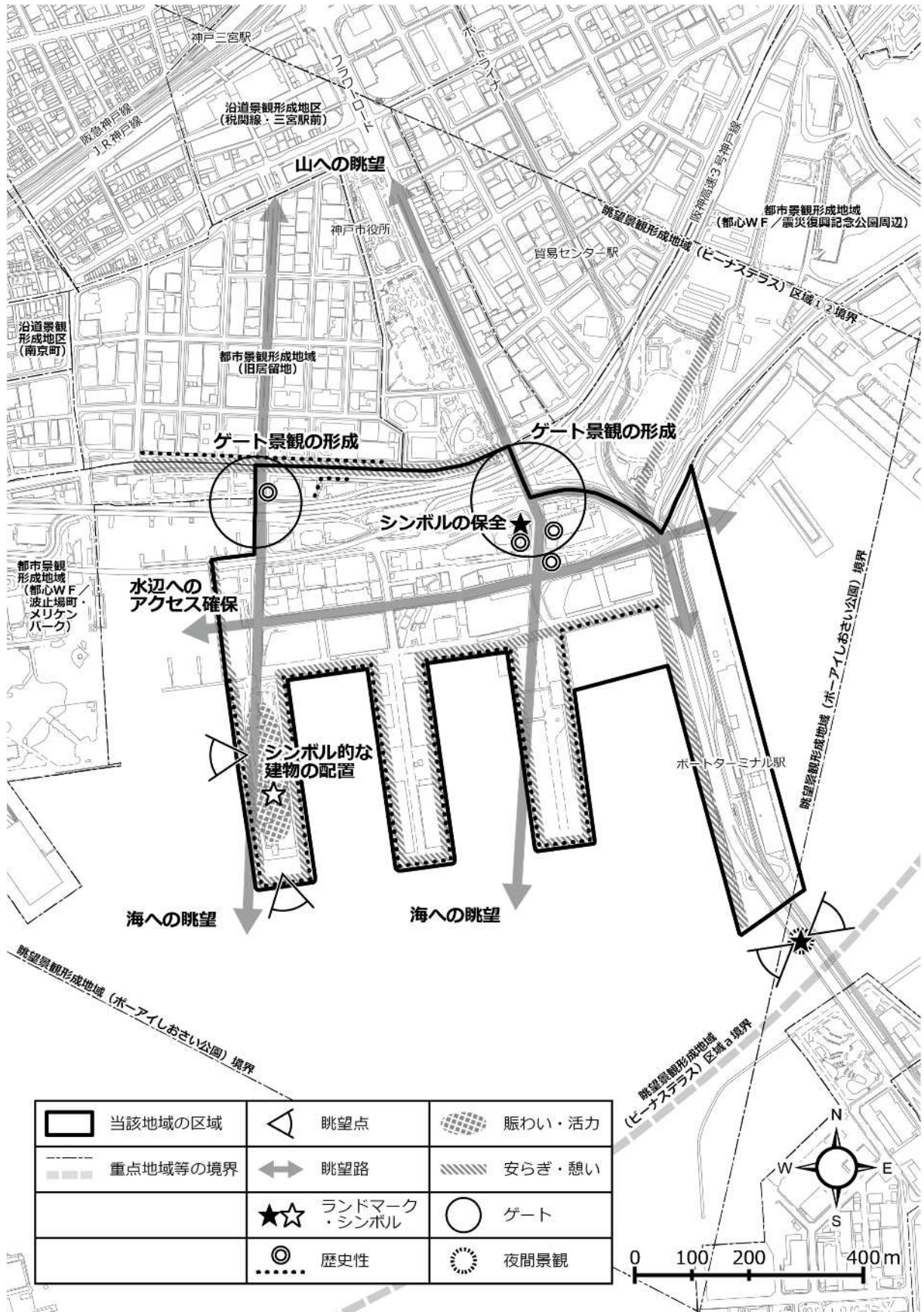
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

C. 新港突堤西ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

フラワーロードや京町筋のアイストップには税関をはじめ風格のある建築群や、橋の高欄、モニュメント等がみなとへの玄関にふさわしい歴史的な景観をつくっている。また、櫛型突堤も歴史的に価値のある土木構造物で、特色ある水際空間となっている。

埠頭の付け根には量感のある倉庫群が並んでおり、その北側道路から西方にポートタワーがアイストップとなって正面に見えるシンボリックな景観を呈している。

景観形成の基本方針

歴史的な建築物や土木構造物（櫛型突堤）を生かした港湾関連施設の再整備などにより、周辺地域の活性化に資する新たな親水空間を創出することで、みなと神戸の新しい都心ウォーターフロント景観をつくる。

また、ゲートの形成や景観軸の誘導を積極的に図っていく。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	<ul style="list-style-type: none"> ○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	<ul style="list-style-type: none"> ○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

南北及び西側を高架道路で囲まれ、視界は限定されているが、東側はH A T神戸の海辺のオープンスペースにつながる形で開けている。

景観形成の基本方針

海辺のオープンスペースとして、市民が集い、海を感じ、みなと神戸の眺望を楽しめる、みどり豊かなうるおいのある空間とするとともに、H A T神戸と都心、ポートアイランドをつなぐプロムナードの結節点を形成する。

また、新神戸駅から空港へ至る生田川右岸の道路整備に伴う景観軸の形成を図っていくとともに、新たなランドマークの形成に配慮する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	<ul style="list-style-type: none"> ○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	<ul style="list-style-type: none"> ○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

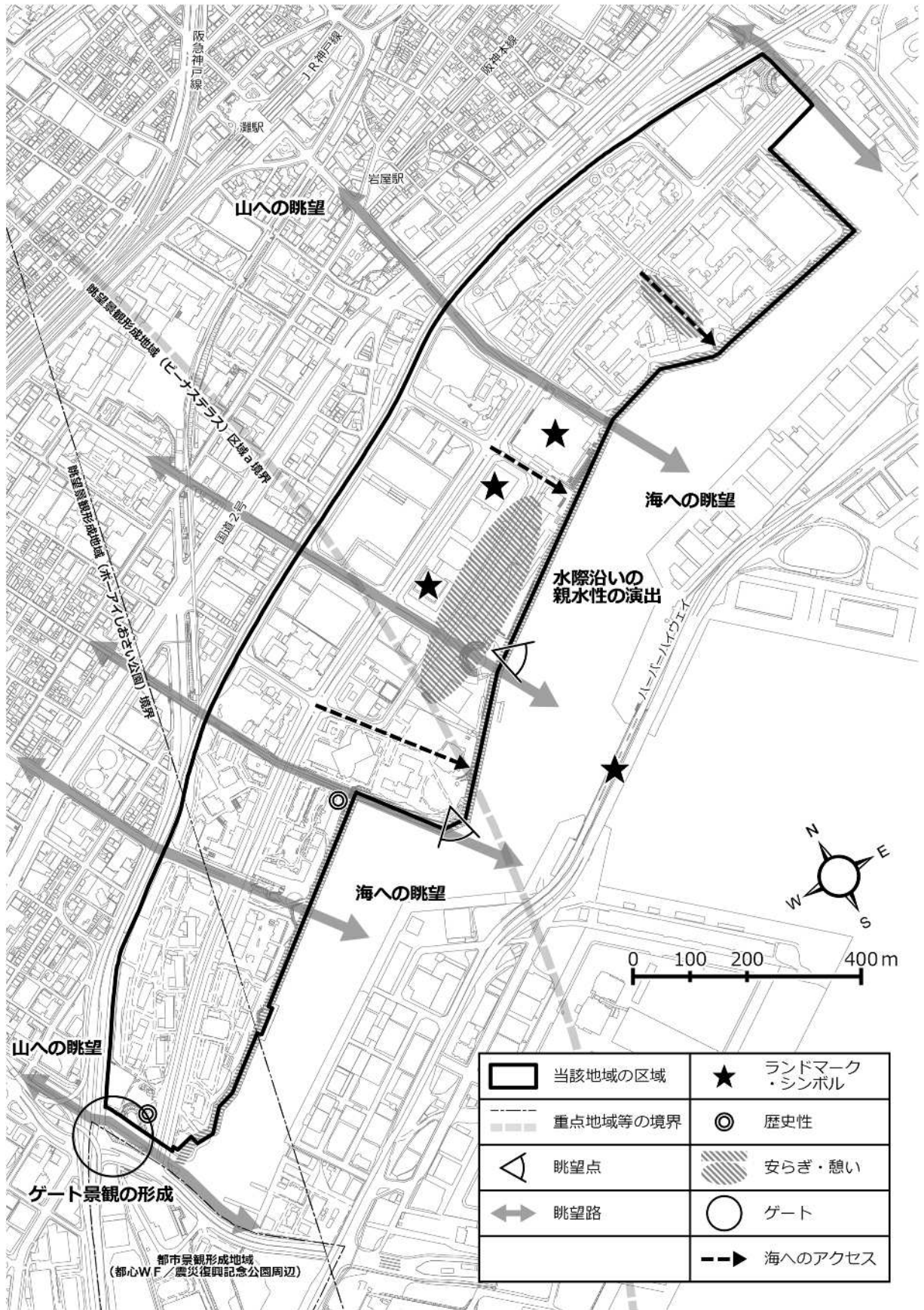
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

E. HAT神戸ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

東西に長い地区の形状により、新都心東西軸を中心に、それに直交する新都心中央軸、灘文化軸、春日野生活文化軸等で構成された街なみ景観は、明快でわかりやすいものとなっている。

長く海に接する地区の形状により、広場や公園、緑地を海に向けて配することで、水際沿いにうるおい豊かな親水景観を呈している。

景観形成の基本方針

神戸の経済・文化・生活・福祉を先導する東部新都心として、六甲の山並みへの眺望を確保し、水際空間の開放性や親水性を生かして、海辺の街として、随所から海にアクセスでき、常に海が存在が感じられる都市景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	頂部のデザイン	○ランドマークとなる超高層建築物の配置を工夫し、街全体として六甲の山並みとなじむリズムミカルなスカイラインを形成する。 ○超高層建築物及びウォーターフロント空間のシンボルとなる施設はそのデザインに配慮し、特にその頂部のデザインを工夫する。
	色彩	○原色の面的な使用を避け、落ち着いた色調のものを用いる。ただし、街角などではアクセントカラーを適切に使用することにより、その空間を際立たせる工夫をする。
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	○1・2階部分は、沿道に建築物等の表情を見せ、開放的なデザインを施し、歩行者空間と一体となった空間構成とする。 ○1・2階部分は、施設利用を工夫し、にぎわいを演出する。
	敷地・緑化	○敷地内広場、通路空間などのオープンスペースを緑化し、緑豊かな歩行者空間を形成する。 ○主要な街角においてシンボルツリーを設置し、空間を際立たせるような演出を行う。
	その他の付属物等	○ストリートファニチュア等の設置にあたっては、周辺のまちなみとの調和に配慮する。

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<p>○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。</p> <p>○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。</p>
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○不快なまぶしさがないうよう、設置位置や形態等に留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色に変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<p>○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。</p> <p>○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

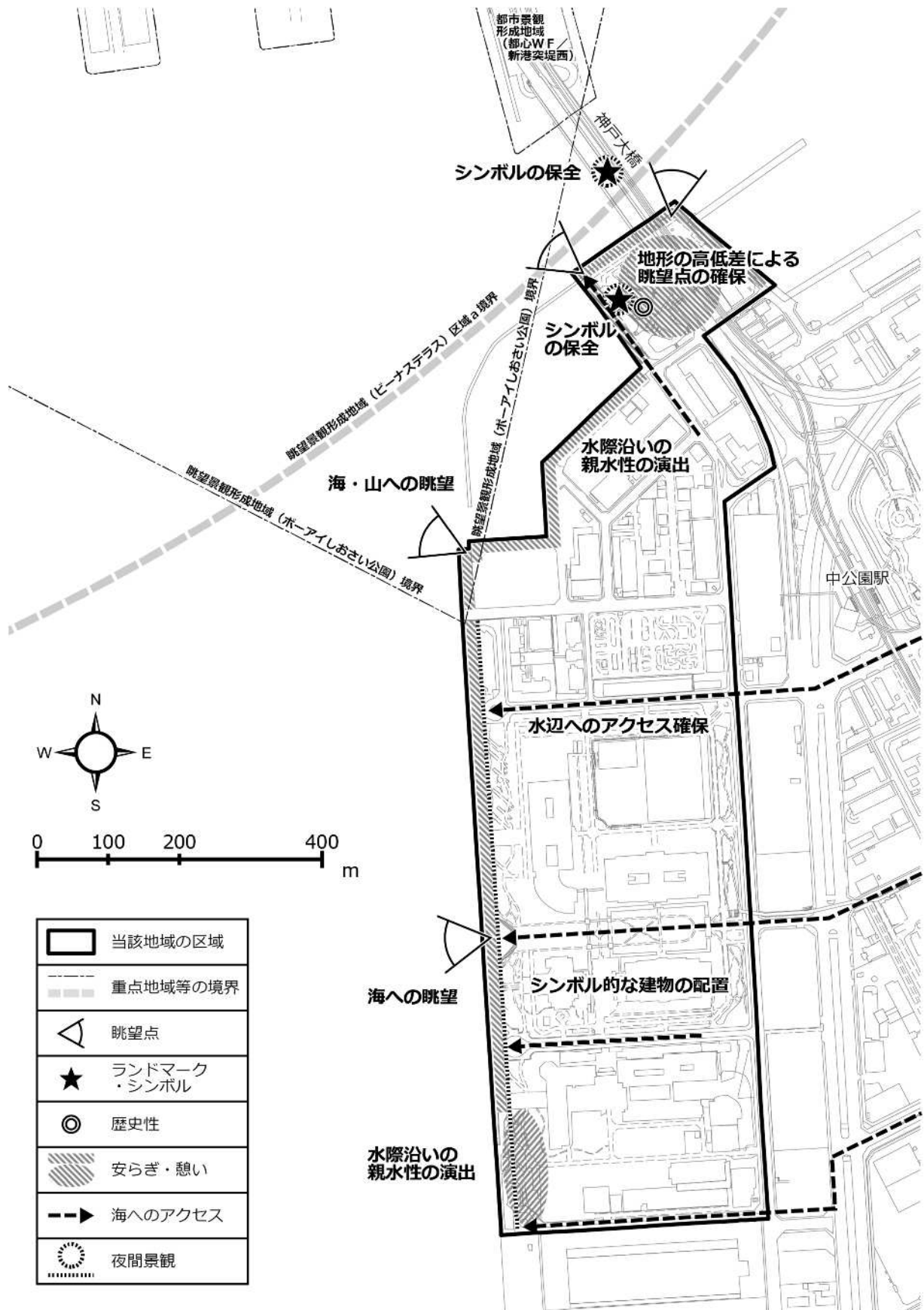
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとす。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色に変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

F. ポートアイランド西ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

旧コンテナヤードとして、広大な水際空間がポートアイランド西側に展開している。
神戸大橋のたもとの北公園やポーアイしおさい公園は、六甲山を背景にしたみなと神戸を代表する眺望スポットのひとつとなっている。

景観形成の基本方針

地域に開かれた大学を中心に、キャンパスと水際に展開するのびやかなうらおいのある親水空間が一体となつて、学び、交流し、憩う魅力あふれる都心ウォーターフロント景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、周辺の環境を損なわないように工夫する。 ○形態・意匠は、周辺の施設や道路等に圧迫感を与えることがないように、十分配慮する。
	敷地・緑化	○外構の色彩・素材などについては、周辺の環境を損なわないように工夫する。
	塀・垣・柵	○敷地外周には、塀を設けない。やむを得ず設置する場合は、生垣又は透視可能な柵等とし、周囲の景観に十分配慮する。
	ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、洗濯物や室外機等が見えない工夫をする。
	建築設備等	○周囲から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫する。 ○屋上に設置する場合は、屋根又は屋根状の囲いを設ける。
	その他の 付属物等	○物置等付属建築物を設置する場合は、その形態・材質・色彩を建築物全体及び周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬように工夫する。
壁面の位置の制限		○周辺の施設や道路等に圧迫感を与えることがないように、十分配慮する。

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その 他の 意匠 の 制 限	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。	
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。